

知っていますか！

オンライン申請（e-Gov）が便利なることを！！

厚生労働省では、e-Japan重点計画2002に基づき、国民・企業から厚生労働省所管の電子申請を一元的に受け付けるシステムを構築しました。

また、平成20年に電子政府の総合窓口（e-Gov）と連携を図り、受付機能を統合しました。厚生労働省は、統合後も利用者の意見・要望を参考に、利用促進に向けた改善を行って来ました。

今回は、改善により利便性が向上した2点についてお知らせします。

更なる利便性の向上に向けて取り組んでいる点についてはこちらをご確認ください。
[総務省HP：http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/api_software/index.html](http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/api_software/index.html)

1 複数の行政機関への申請が一度に可能です。

オンライン申請のグループ申請機能を用いて、ライフイベント毎にまとめた申請を複数の機関に一度で行うことが出来ます。

社会保障に係る各種の申請等を窓口で行う場合には、労働保険、労災保険に関係する手続きは、労働基準監督署に、雇用保険に関するものは公共職業安定所及び年金等の関係は年金事務所に出向く必要がありました。

同署所は、展開している数も所在地も異なり、手続きを行うにあたり、時間及び場所の面から制約になっていました。このような状況にあってオンライン申請は、「いつでも（24時間受付）」、「どこでも（事務所等に出向く必要がない）」対応が出来るのが特徴でした。

事業場及び自宅から必要な行政機関へ手続きが出来ることは、業務の利便性の向上になりますが、現在のオンライン申請では、もう一段階上の効果・効率的な機能を持たせています。

労働、雇用及び年金などの手続きは、「被保険者の資格取得・転勤」など申請等の形式が似たようなものも多くその手続きを一度の申請で行えるようにしています。

具体的には、厚生労働省では、以下の9つのグループで申請を行うことが出来るようになっていました。

①事業（所）の新規適用、②事業（所）の所在地又は名称等の変更、③事業主の代理人の選任又は解任、④被保険者の氏名変更、⑤被保険者の資格取得・転勤、⑥被保険者の資格喪失、⑦事業所の廃止、⑧退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）、⑨退職に関する手続（定年退職後は再雇用しない場合）

オンライン申請では、過去に使用したデータを次回も使用することが可能ですので、上記のグループ申請と併せてご利用頂ければ相当な業務の効率化が図られます。

2 添付書類の提出が便利になりました。

添付書類のイメージデータ対応、ファイル形式の追加、ファイルサイズの引き上げ及び添付書類そのもの見直し。

e-Govで申請・届出書データを（以下「申請書等データ」という。）送信する際には、別途、郵送などで書面により提出をする必要がありましたが、その後、イメージデータ（JPEG形式）により添付を可能とするなどしましたが、現在は、添付ファイルの提出形式にPDFを追加し、且つ、添付ファイルのサイズの上限を5MBから99MBに引き上げています。

また、一部手続（雇用保険被保険者転勤届及び氏名変更届）においては、原則添付書類の廃止を行うなど改善を行っています。更に、今般、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバー及び法人番号によりバックヤード連携にて、従来添付を要していた申請等についても廃止する方向で検討しています。

厚生労働省（都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク）
日本年金機構（年金事務所）